

(3) 平成15年3月

議会だよりはこね

条 例



【公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定】
 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法が施行したことによる、新たに条例を制定する必要があるため提出されたこの議案は、観光環境常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、原案のとおり条例を制定することについて、可決しました。

(賛成多数)

議案は、総務企画常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、原案のとおり条例を制定することについて、可決しました。

(賛成多数)

※利用料金制とは、地方自治法に基づいて、観光施設の観覧料を管理受託者の收取入とすることができる。

（賛成多数）

水道法の一部改正により、ビル等の貯水槽水道への水道事業者の関与が明確化されたことによる、条例の一部を改正することについて、可決しました。

（賛成多数）

【箱根町水道事業給水条例の一部改正】
 水道法の一部改正により、ビル等の貯水槽水道への水道事業者の関与が明確化されたことによる、条例の一部を改正することについて、可決しました。

（全員賛成）

（賛成多数）

一般職の期末手当の支給率引き下げる改定など、条例の部を改正することについて、可決しました。

（賛成多数）

【箱根町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正】
 議会議員の期末手当の支給率を引き下げるため、条例の一部を改正することについて、可決しました。

（賛成多数）

（賛成多数）

（賛成多数）

（賛成多数）

（全員賛成）

継続審査

選 挙



（賛成多数）

（賛成多数）

（全員賛成）

【箱根町観光施設条例の制定】

箱根町観光施設の管理運営について、利用料金制を導入することともない、新たに条例を制定する必要があるため提出されたこの議案は、観光環境常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、原案のとおり条例を制定することについて、可決しました。

【箱根町保育所条例の一部改正】

箱根町立仙石原保育園の移転にともない、条例の一部を改正することについて、可決しました。

【箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】

人事院勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正にともない、単純労務職員の特例一時金の廃止等の改定があつたため、条例の一部を改正することについて、可決しました。

【工事請負契約の一部変更】

一般廃棄物最終処分場埋立地（芦之湯）土木工事の設計内容にともない、契約金額を9億6千円から10億6千円に変更することについて、可決しました。

（賛成多数）